

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 情報通信の技術を利用する方法により行
わせ、又は行うことができる手続等の指定
の廃止

(県例規集登載)

デジタル推進室

- 令和三年度県統計調査の実施

統計分析課

- 指定居宅サービスの事業の廃止

指導監査室

- 保安林の指定施業要件の変更

治山課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の供用開始

〃

【公告】

- 基本測量の実施

監理課

- 基本測量の終了

〃

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事
の完了

建築指導課

- 〃

〃

- 〃

〃

【議会】

- 岡山県議会会議規則の一部を改正する規
則

(県例規集登載)

総務課

目次

担当課（室）

【人事委員会】

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規
則の一部を改正する規則

(県例規集登載)

人事委員会

令和3年3月23日 岡山県公報 第12279号

◎岡山県告示第四百十三号

令和二年岡山県告示第三十四号（情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の指定）は、廃止する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和3年3月23日 岡山県公報 第12279号

◎岡山県告示第四百四十四号

令和三年度において、次の県統計調査を実施する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 岡山県鉱工業指数作成調査

1 県統計調査の目的

県内の鉱工業生産活動の動向を数量的に把握し、経済指標の一つである岡山県鉱工業の指数（生産、出荷及び在庫）を作成するための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

製造業の事業所のうち知事が指定するもの

3 報告をを求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告をを求める事項

生産、出荷及び在庫の数量

(2) その基準となる期日又は期間

毎月末日

4 報告を求める者

2の事業所のうち約五十事業所

5 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

6 報告を求める期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

二 岡山県毎月流動人口調査

1 県統計調査の目的

県内に常住する人口の市区町村分布及びその流動状況を明らかにし、県政施策の基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

県内全市町村

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めらるる事項

転入、転出、出生、死亡、職権登録、職権消除、帰化及び国籍喪失に係る個々の数（日本人又は外国人の別）

(2) その基準となる期日又は期間
毎月

4 報告を求めらるる者

県内全市町村長

5 報告を求めらるるために用いる方法

オンライン調査

6 報告を求めらるる期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

三 岡山県観光客動態調査

1 県統計調査の目的

県内の観光地の観光客数、観光の内容等を把握するとともに、傾向分析を行うことにより、今後の観光施策立案のための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 県の観光地点等名簿に掲げる観光地点及び行祭事・イベント（以下「観光地点等」という。）のうち、前年の観光入込客数が一万人以上又は前年の特定月の観光入込客数が五千人以上であるもの

(2) 県内の十箇所の主要観光地を訪れた観光客

3 報告を求めらるる事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めらるる事項

ア 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等ごとの月別観光入込客数

イ 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、居住地、性別、年齢、日帰り又は宿泊の別、旅行の目的、旅行の人数、観光地の訪問回数、岡山県の訪問回数、利用した交通機関、旅行費用、観光に来たきっかけ及び旅行の満足度

(2) その基準となる期日又は期間

- ア 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、四半期ごと
 - イ 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、四半期ごとに各一日程度
- 4 報告を求める者

(1) 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等のうち約八百の観光地点等の管理者又は主催者

(2) 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、当該観光客のうち約八千人

- 5 報告を求めるために用いる方法

(1) 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、郵送調査、オンライン調査、電話調査及びフアクシミリ調査

(2) 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、調査員調査

- 6 報告を求める期間

毎四半期

- 7 実施部課名

産業労働部観光課

令和3年3月23日 岡山県公報 第12279号

◎岡山県告示第四百十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター大原事業所

2 所在地

岡山県美作市古町一八五〇番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人美作市社会福祉協議会

2 所在地

岡山県美作市江見二八〇番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和三年三月十五日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇五二九

五 サービスの種類

通所介護

令和3年3月23日 岡山県公報 第12279号

◎岡山県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次
のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新
見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年3月23日 岡山県公報 第12279号

◎岡山県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四八六号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
小田郡矢掛町矢掛字東町一九二九番二地 先から	小田郡矢掛町矢掛字東町一九二九番二地 先から	新	一・一〇〇 五・五	一八〇・〇
小田郡矢掛町矢掛字元町一九八八番八地 先まで	小田郡矢掛町矢掛字元町一九八八番八地 先まで	旧	七・二〇〇 一五・〇	一八〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東水砂矢掛線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

令和3年3月23日 岡山県公報 第12279号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 東水砂矢掛線
 三 道路の区域

区 域	小田郡矢掛町西川面字才鼻二六〇九番地 先から 小田郡矢掛町東川面字台一二九九番一 地 先まで 小田郡矢掛町西川面字才鼻二六〇九番地 先から 小田郡矢掛町東川面字上川原一六六二番 地 二地先を経て 小田郡矢掛町東川面字台一二九九番一 地	新 旧 別	幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
	新		五・〇 〃 一三・二	五四九・〇
	新		一三・二 〃 一九・〇	五五三・四

別	小田郡矢掛町西川面字才鼻二五七三番一 地先から 小田郡矢掛町西川面字才鼻二六〇九番地 先まで 小田郡矢掛町西川面字才鼻二五七三番一 地先から 小田郡矢掛町西川面字才鼻二六〇九番地 先まで	新 旧 別	幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
	新		一〇・五 〃 一三・六	一六八・四
	旧		五・〇 〃 一二・三	一六八・四

令和3年3月23日 岡山県公報 第12279号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 東水砂矢掛線
 三 道路の区域

区 域	別	新旧	幅員	延長
小田郡矢掛町東川面字台一二九九番一 地先から 小田郡矢掛町東川面字名講瀬一二〇八番 地先まで	新		一五・一 二二・五 (メートル)	三〇三・四 (メートル)
小田郡矢掛町東川面字台一二九九番一 地先から 小田郡矢掛町東川面字名講瀬一二〇八番 地先まで	旧		九・九 一四・八 (メートル)	三〇三・四 (メートル)

小田郡矢掛町西川面字才鼻二六〇九番地 先から 小田郡矢掛町東川面字台一二九九番一 地先まで	旧		五・〇 一三・二 (メートル)	五四九・〇 (メートル)
--	---	--	-----------------------	-----------------

令和3年3月23日 岡山県公報 第12279号

◎岡山県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日 (時間)
一般国道	四八六号	小田郡矢掛町矢掛字東町一九二九番二地先から 小田郡矢掛町矢掛字元町一九八八番八地先まで	令和三年三月二十八日 (十三時)
県道	東水砂矢掛線	小田郡矢掛町西川面字才鼻二五七三番一地先から 小田郡矢掛町西川面字才鼻二六〇九番地先まで 小田郡矢掛町東川面字台一二九九番一地先から 小田郡矢掛町東川面字名講瀬一二〇八番地先まで	令和三年三月二十三日

令和3年3月23日 岡山県公報 第12279号

〔一二三〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
基本測量（国土広域情報修正）	測量の種類
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	測量期間

令和3年3月23日 岡山県公報 第12279号

〔二二四〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
岡山市、高梁市、 新見市、真庭市及 び真庭郡新庄村	基本測量（電子基準点現地調査）	令和三年二月二十八日

令和3年3月23日 岡山県公報 第12279号

〔一二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字金井戸一六六四―五、一六六四―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一八七―八

藤井由香里

三 許可番号

岡山県指令建指第四〇四号

令和3年3月23日 岡山県公報 第12279号

〔一二六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字仮屋一三〇〇一〇、一三〇〇一一、一三〇〇一五、一三〇〇一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目二五一一〇一カレラガーデンB一〇五号室

三宅 智章

三 許可番号

岡山県指令建指第三七〇号

令和3年3月23日 岡山県公報 第12279号

〔一二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字天神一九〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原四九四―二角屋館A二〇六

難波 賢祐

三 許可番号

岡山県指令建指第三一七号

◎岡山県議会規則第一号

岡山県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

岡山県議会議長 波 多 洋 治

岡山県議会議規則の一部を改正する規則

岡山県議会議規則（昭和五十一年岡山県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「出産」の下に「、育児、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一口の表警察の項中

地域安全官
交通官

を

地域安全交通官

に改める。

附 則

この規則は、令和三年三月二十六日から施行する。